

「令和5年度横浜特別市ブランディング等業務委託」に  
関するプロポーザルに係る提案書評価基準

1 評価事項

別表の評価項目及び配点のもと、評価を行う。

2 評価方法

(1) 各評価項目について次のように評価及び配点を行う。

ア 提案内容は全てA、B、C、D、Eの5段階で評価を行う。

イ 配点にA=5/5、B=4/5、C=3/5、D=2/5、E=1/5を乗じて算出する。

配点が50点の項目：A=50点、B=40点、C=30点、D=20点、E=10点

配点が25点の項目：A=25点、B=20点、C=15点、D=10点、E=5点

配点が15点の項目：A=15点、B=12点、C=9点、D=6点、E=3点

ウ 別表の(3)については、「ワーク・ライフ・バランスに関する取組」、「障害者雇用に関する取組」、「健康経営に関する取組」を、別表1の「評価」に記載した項目について1つ満たすごとに5点を加算する。なお、本項目は、評価委員による上記ア・イの採点とは切り分け、プロポーザル全体で最大30点の加算とする。

(2) 受託候補者の特定は、評価委員会に出席した各評価委員の採点に、「ワーク・ライフ・バランスに関する取組」、「障害者雇用に関する取組」、「健康経営に関する取組」による加算を合計した点数により行う（原則として、最も高い点数となった提案者を特定）。

(3) 採点が同点の場合は、評価項目のうち、別表の「(2) 業務理解及び意欲・能力等」の評価点の合計点数で再評価を行い、受託候補者を特定する。

(4) ただし、提案内容の各項目において、評価委員の過半数の評価がEとなった項目が1項目でもあった場合は失格とする。

評価項目 (配点)	評価の着眼点	評価点					配点
		A	B	C	D	E	
(1) 業務実施体制 (45点)							
業務責任者	本委託の責任者に適した人選がされているか。	特に優れている	優れている	十分である	やや劣っている	劣っている	15
各業務の実施体制	業務を確実かつ迅速に実施できる体制や仕組みが整っているか。	特に優れている	優れている	十分である	やや劣っている	劣っている	15
緊急時の実施体制	やむを得ない理由により上記の体制が取れなくなることも想定しているか。その際の緊急時の実施体制は現実的なものとなっているか。	特に優れている	優れている	十分である	やや劣っている	劣っている	15
(2) 業務理解及び意欲・能力等 (375点)							
基本理解	業務内容を的確に理解しているか。	特に優れている	優れている	十分である	やや劣っている	劣っている	25
意欲	本委託に対する意欲・必要知識が備わっているか	特に優れている	優れている	十分である	やや劣っている	劣っている	25
ブランディングに係る能力	「特別市」の制度を十分理解しているか。	特に優れている	優れている	十分である	やや劣っている	劣っている	50
	ブランディングにあたっての切り口に目新しさがあるか。	特に優れている	優れている	十分である	やや劣っている	劣っている	50
	「横浜」を構成する要素と「特別市」の紐づけに説得力があるか。	特に優れている	優れている	十分である	やや劣っている	劣っている	50
	市民の理解や共感を得るための「わかりやすさ」や、「市民目線」を意識した内容になっているか。	特に優れている	優れている	十分である	やや劣っている	劣っている	50
プロモーションに係る能力	提案された広報ツールは、妥当で実現性があるものか。	特に優れている	優れている	十分である	やや劣っている	劣っている	25

	提案された広報ツールの使用場面は妥当か。	特に優れている	優れている	十分である	やや劣っている	劣っている	25
	提案された広報ツールがどのような効果をもたらすか、根拠を示しながら説明できているか。	特に優れている	優れている	十分である	やや劣っている	劣っている	25
デザインに係る能力	ブランディングの内容を端的にビジュアル化できる能力があるか。	特に優れている	優れている	十分である	やや劣っている	劣っている	25
品質管理に係る能力	作業スケジュール、参考見積もりは、実現性のあるものか。	特に優れている	優れている	十分である	やや劣っている	劣っている	25
(3) 企業としての取組 (30点)							
企業としての取組	ワーク・ライフ・バランスに関する取組	次の項目について1つ満たすごとに5点加算 <input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算） <input type="checkbox"/> 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算） <input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）の取得、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定 <input type="checkbox"/> 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得					20
	障害者雇用に関する取組	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.3%を達成している（従業員 43.5 人以上）、又は障害者を 1 人以上雇用している（従業員 43.5 人未満）					5
	健康経営に関する取組	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人、中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証の AAA クラスもしくは AA クラスの認証の取得					5